

仕 様 書

1 仕様

調達物品の品名・品質規格・予定数量・納入場所は下表のとおりとする。

官署名	住 所	品 目 (予定数量)	
		レギュラーガソリン JIS K2202 2号 店頭	灯油 JIS K2203 1号 配達
秋田森林管理署	秋田県秋田市河辺和田字和田156-3	7,500 ℥	2,300 ℥
仁別森林事務所	秋田県秋田市仁別字吉ヶ沢37	800 ℥	600 ℥
岱森林事務所	秋田県秋田市河辺三内字野崎35-2	1,400 ℥	400 ℥
鶴養森林事務所			
船岡森林事務所	秋田県大仙市協和船岡字大袋2	1,100 ℥	600 ℥
大曲森林事務所	秋田県大仙市大曲住吉町1-45	2,900 ℥	100 ℥
千屋森林事務所	秋田県仙北郡美郷町本堂城回字若林121	700 ℥	400 ℥
角館森林事務所	秋田県仙北市角館町外ノ山国有林	2,200 ℥	300 ℥
卒田森林事務所			
吉田森林事務所	秋田県仙北市西木町桧木内字吉田91-2	800 ℥	400 ℥
生保内森林事務所	秋田県仙北市田沢湖生保内字武蔵野117	2,300 ℥	800 ℥
玉川第一森林事務所			
合計		19,700 ℥	5,900 ℥

2 予定数量の変更

発注者の都合により契約物件の予定数量に変更が生じても、受注者は異議を申し立てないものとする。

3 納品確認

- (1) 受注者は発注者に契約物件を納入するときは、品目及び数量のほか、車両に給油する場合は登録番号を記載した給油納品書（以下「納品伝票」という。）を発注者に交付するものとする。
- (2) 発注者は、交付された納品伝票と品目及び数量を確認のうえ署名又は記名押印し、受注者にその受領書を交付するものとする。
- (3) 受領書の受領をもって、所有権は発注者に移転するものとする。
- (4) 納品伝票の記載事項中、数量を訂正したもの及び発注者の署名又は記名押印のないものは無効とする。

4 検査及び代金の請求

- (1) 受注者は、月ごとに給油数量をとりまとめ、発注者に提出し、検査を受けなければならない。
- (2) 代金の請求は、検査に合格した数量に契約単価を乗じて得た金額を書面をもって発注者に請求するものとする。その際の端数処理は、油種ごとに1円未満を切り捨てとする。
ただし、この請求は契約期間中、月1回を超えることはできない。
- (3) 3月期の請求は早急に行うこととする。

5 予定数量増に伴う変更契約

- (1) 契約期間満了の日以前に、発注者の検査に合格し所有権の移転した数量が、頭書の予定数量の10%を超える場合は、協議のうえ変更契約をするものとする。

6 契約単価の変動による変更契約

- (1) その月の第3週の一般小売価格・給油所石油製品・週次調査（以下「週次調査」という。）の価格が入札日の直前または直近の変更契約時の週次調査の価格に対して3.0円以上変動した場合は、協議のうえ契約単価を変更することができるものとする。

なお、週次調査の価格とは、経済産業省資源エネルギー庁が公表する「給油所小売価格調査」における秋田県の調査結果とする。

- (2) 変更条件を満たす油種が1つであっても、すべての品目の契約単価を変更できるものとする。

- (3) 上記によらない契約単価の変更については、発注者、受注者協議のうえ、変更契約にて変更することができるものとする。

7 納品方法及び納品場所

ガソリンの給油方法は、別紙3「ガソリン給油所一覧表」の給油所等において車両もしくは携行缶へ供給する店頭渡しによるものとし、灯油の給油方法は、別紙4「灯油納入場所一覧表」の各官署に設置しているホームタンク・携行缶等への配達によるものとする。

ただし、発注者の都合により、灯油の納入先を変更することがある。

単 価 表

品 目	品 質 規 格	予定数量 (℥)	単 価 (円)	予 定 金 額 (円)	備 考
レギュラーガソリン	JIS K2202 2号	19,700			
灯 油	JIS K2203 1号	5,900			
合 計					

※ この表に記載する単価及び予定金額は、消費税及び地方消費税込みの価格とする。

- 1 油種の規格は、適法な規格(JIS)のものであること。
- 2 ガソリンの給油方法は、給油所等において車両へ供給する店頭渡しによるものとする。
- 3 灯油の給油方法は、各官署に設置しているホームタンク・携行缶等への配達によるものとする。

別紙3

ガソリン給油所一覧表

灯油納入場所一覧表

事務所名等	郵便番号	住 所	電話番号
秋田森林管理署	〒019-2601	秋田県秋田市河辺和田字和田156-3	018-882-2311
仁別森林事務所	〒010-0824	秋田県秋田市仁別字吉ヶ沢37	018-827-2324
岱・鶴養森林事務所	〒019-2742	秋田県秋田市河辺三内字野崎35-2	018-883-2122 018-883-2590
船岡森林事務所	〒019-2401	秋田県大仙市協和船岡字大袋2	018-892-3331
大曲森林事務所	〒014-0034	秋田県大仙市大曲住吉町1-45	0187-63-1001
千屋森林事務所	〒019-1512	秋田県仙北郡美郷町本堂城回字若林121	0187-85-3005
角館・卒田森林事務所	〒014-0352	秋田県仙北市角館町外ノ山国有林	0187-54-1161 0187-38-0010
吉田森林事務所	〒014-0602	秋田県仙北市西木町桧木内字吉田91-2	0187-48-2050
生保内・玉川第一森林事務所	〒014-1201	秋田県仙北市田沢湖生保内字武藏野117	0187-43-1190 0187-43-1611